

Title	領水概論
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.7 (1909. 9) ,p.212(90)- 225(103)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090901-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

90 益々其重要を加ふると共に他方に於て愈々益々發達擴張し行く乎、凡そ是等の問題を解せんと欲せば經濟學者は巨細なる點を根掘り葉掘り分解するを止めて一層廣大なる歴史の事實に歸つて研究せざるべからざるなり、而して是等の事實は恐らくは一個の事實としてか若くは結局單一なる運動に屬する多數の事實としてかに於て單簡なる總括し得可きものならん、此運動は技倆卓抜なる人士が漸く宗教文學政治學問等の方面に野心を絶ちて次第に覇を實業の野に争はんとする傾向よりなるものにして嘗つて奴隸の手に委ねられて顧られざりし富の生産は今や多大の興味を以て多數人士に注意せられ昔日とは全く反對の現象を生せんとなす、然れば此運動と其原因、北方伊太利其他に於ける其部分的豫想及び米國の如き新國により新に與らるゝ多大の刺激等は今後に於ける歴史の一章を形作るべき論題たるなり、

此運動と其一般的傾向とは苟も歴史の教育を受けたる者には既に充分に熟知せらるゝ處なれども

是を經濟學の框中に藏めて抵措なからしむるが如き説明を下すは今後の經濟學者の任務として存する處なり。

終りに臨み吾人が茲に其大要を叙述せる努力の分岐とは如何なる性質のものなるや之を曖昧ならしめたる種々なる社會學的論法は如何なるものなるや等は吾人が後日に於て更に詳細に述べんと欲する處なるなり。(完)

領水概論

小倉 和 市

第一章 領水の定義

領水とは一國主權の下にある一切の水面を總稱す。元來領水なる名稱は其使用の範圍學者間に於ても精密の一致を缺き、或は此名稱を單に領海の意義に用ひて河川運河と相對立せしむるものあり、或は同一の學者にして一の場合に於ては之を

廣義に用ひて總ての水面を包含せしめ、他の場合に於ては單に領海の意義に用ふるものと雖も、學術上の用語としては領水を前掲の如く定義するを精密なりと信ず。此定義に従ふときは一國の領水は(一)河川(二)運河及び(三)領海を包含するものなり。今予は上述の各場合に付き順次國際法上の準則を論定せん。

第二章 河 川

91 國際法上の必要により河川を區別するときは、(甲)通航の能否を標準として(イ)不能通航河川及び(ロ)通航の二となすことを得可く、又(乙)所在の位置に基きて(イ)全然國內に存在するもの(ロ)國境に存在するもの及び(ハ)數國を貫流するもの(ニ)となすことを得可し。今之等の河川中全然同一國の版圖内に終止するものありては其通航の可能なるを否とを問はず全く該國家の領域の一部分をなし其主權に服従するものにして該國家は其欲する所に從ひ外國船舶の通商的航行を禁止する

の權を有す。唯だ此絶對權は(イ)所謂無害通過の原則によりて和せられ又は(ロ)特別の條約によりて制限を受くることあるのみ。從て此場合にありては特に困難なる問題を惹起することなし。故に予は國境河川及び數國貫流の河川に付き通航能の各場合を説明せん。

甲、國境河川

此場合にありては(イ)特別の慣習及び條約あるときは立證の責任を權利の要求者に歸せしめて其慣習及び條約に従ふ可く(ロ)若し何等の慣習及び條約なきときは、或は全河流を擧げて兩國の共有に歸す可しとなし、或は河川の中央を以て兩國の中央境界線となす可しと唱ふるものあり。又或は航路の中央を以て正當なる境界なりと唱ふるものありと雖も精密に云ふときは(一)通航不可能の場合にありては其中央を以て國境となす可く(二)通航可能の場合にありては航路の中央を以て兩國の分割線となし兩國は此河流を使用通航し得るものとす。

茲に注意す可きは自然の變動に基く河川變動の場合なり。(イ)其變動が漸次の浸蝕に基づく場合にありては依然上述の原則を適用するものなりと雖も(ロ)其變動が突然の事情に基づき其變化が明らかに認識し得らるゝ場合にありては境界は依然舊河床に従ふ可きものにして舊主權者は自己の舊土地に對して決して其權利を失ふことなきものとす。

乙、數國を貫流する河川

河川が數國を貫流する場合に一國は自己の領域内の部分に對し主權を有するは明らかならずとも此場合に於ても其河流が通航し得可きや否やによりては多少の區別なき能はず。

一、斯種の河川が通航す可からざる場合にありては今日に至る迄國際問題を生じたることなく、唯近年我國に於ける學者中國國際河川の水源を保存するの必要上々流國に對し一定の義務を負はしむるの要ありと唱ふるものありと雖も此點は未だ廣く學者の研究する所とならず。

二、斯種の河川が通航可能の場合にありては之が使用に關して由來議論の存する所にして其中に二個の問題を包含す、即ち(イ)沿岸各國は自國の領土以外の流域を使用するの權を有するや(ロ)斯種の河川は各國の商船に開放す可きものなりやの問題なり。今此點に關する諸種の學說を列舉せん(イ)羅馬法に於ては一切の航河を公有財産となし、其通航は一般人民に開放せらる可く、且つ其河岸は船舶の停繫荷物の積卸其他之に類似の目的に使用せらる可く決して私領權によりて此一般使用權を制限せらる可きものに非ざるとせり。

(ロ)他の一派の學者は沿岸諸國は航河の全流に對し通航權あることを主張し、之を以て決して一の國際的禮讓に非ざるとせり。
(ハ)更に他の學說に従へは一國は決して權利として他國の領域内の通航を要求することを得ず。第十九世紀に至りて外國人に對する國際河川通航の禁止を撤去し、制限を減退し、以て通商に對する不必要なる障礙を除き去らんとするに至りしは

決して既存の法則に服従するの結果に非ずして全く文明國家の聰明なる政策に基くものなりと。

(ニ)以上の學說より獨立して或學者は國際河川通航の權は不完全權なりとなし、法理上より嚴密に觀察するときは強ひて他國の領域を航過して海洋に出でんとするは國際法上一の權利侵害と看做す可きものなりと。

翻て國際間の實際政策を見るに、第十九世紀以前にありては各國は決して國際河川通航の自由を認むることなく其欲する所に從ひて各種の障害となる可き手段を行ひ、唯關係國は必要に應じて隨意に條約を締結して斯種の事項を決定す可きものたりき。獨り佛國は革命によりて勃興せる自由の原則に基づき卒先して國際河川に自由通航權を主張し且つ此主義の實行に努力せり。斯の如くにして開始せられたる良好なる事業は千八百十四年巴黎條約中の宣言によりて大進轉を見、遂に翌千八百十五年維納會議の終末決議書第百八、九兩條に於て河川通航に關する一般原則確定せられ其後數

於て河川通航に關する一般原則確定せられ其後數

度の國際條約の結果今日に於ては世界に於ける國際河川は悉く各國民に開放せらるゝに至れり。
以上概述せる學說及び國家政策の變遷を達觀するに、近世一般の傾向は通航自由の側に存するは疑なき所にして、ホルルの如く國際河川の使用は權利に非ざると唱ふる者と雖も決して此傾向を否認するものに非ず。唯非權利論者は通航自由の權源を條約以外に求めて之を發見せざるが故に之を權利に非ざるとなし、權利論者は條約に基く權利は國際法上完全なる權利なり、而して國際河川の自由通航は條約に基く權利なり、故に自由通航は國際權利なりとなすの差あるのみ。要するに兩者の差異は其實質に存せずして其名稱に存す。吾人は國際政策の實際に於て全く自由主義を採用せるの今日國際河川の航行は權利なりと主權するも強かち誤謬にも非ざる可しと信ず。

茲に注意す可きは一國か自國域内を流通する河川を萬國船舶の航行に開放したる場合と雖も當該國家は決して該流域に對する自國の主權を放棄し

94 たるものに非ざるが故に其河流上に在する司法權警察權及び費用徵收權は固より其國に存するの事實なりとす。唯該國家は各國に對し同一に之を實行す可きものにして且つ河流を好良なる状態に維持するに必要な費用の外通航税を徵收することを得ず。又國際河川は其性質上戰爭の開始と共に局外中立たる可きものとす。

航行權に關連して論述す可き二個の問題あり。其一は河川使用權は當然河岸使用權を含むや否やの問題なり。羅馬法は前述の如く此權利を認めたり、フイリモニアは一旦條約を以て航行の自由を許容したるときは自然の結果として河岸使用權を有すと説き或學者は之に對し反對の餘地ありと唱ふ要するに羅馬法の認めたる原則は今日國際間に於ける類似の利害關係に適用さる可きものなること多數公法家の認むる所なるが如し。其二は本流の使用權は支流に及ぶや否やの問題にして此問題に關し或學者は之を以て當然の權利なりとなせり維納及び巴里兩條約も亦此原則を容認せり。

終りに臨みて一言す可きは國際河川が國內河川となりたる場合なり。此場合に於て該河川の通航權は毫も變更を受くることなし、蓋既得權なればなり。

第三章 運 河

運河とは人工による水路を云ふ。其目的は時として軍事上の必要を充たすにある場合ありと雖も主として通商航海の便益を増進せんとするにあり。運河にして(イ)全然一國の領土内に存するときは該國家は之に對し主權の結果たる一切の權利を有す。(ロ)若し其沿岸數國に涉るときは沿岸國は之に對して共同支配權を有す。元來運河なるものは國際法上新規の問題に屬するを以て未だ何等確定の法則なしと雖も今國際法上重要な問題を指示すれば通航自由の問題ならんか。

(甲)商船の場合。運河は其開鑿の主たる目的より見るも平時に於て一般商船に開放せらる可きは當然の事に屬す。固より通航船舶は該運河の開鑿

に要したる資本の報酬及び其維持に必要な費用として徵收する諸種の税目を負擔せざる可からず(乙)軍艦の場合、主權の方面より論ずるときは沿岸國は平時に於ても軍艦の通航を禁止し、唯商船のみに對して開放する絕對權を有すと雖も、斯の如くするときは遠隔の領土を有する國家をして重大なる危険と不便を感せしめ、其極沿岸國に對して戰端を開くが如き危険なしとせず。故に「スエズ」運河の場合に於けるが如く各國軍艦の通航をも自由ならしむるの優れるに如かず、唯此場合に注意す可きは運河にして交戰國の作戰の目的に使用せらるゝが如きことあらんか其害は單に運河通航の大障礙たるに止まらず、時に之を破壊し去るの恐なしとせず。故に沿岸國は豫め之に備ふる所なかる可からず、之れ蘇西運河に關し有名なる國際條約の締結せられたる所以なり。

第四章 領 海

第一節 領海の意義

領海とは一國主權の下に存する海洋の部分を總稱す。學者或は領海なる語を以て沿岸海と對せしめ江灣等の意義に用ひ、又或は沿岸海と全然同意義に用ふることもあり。其何れの意義に用ふるも之に適用する法則は一なりと雖も嚴密に云ふときは領海なる語は沿岸海、内海、海峽、及び江灣を包含するものと云ふ可きなり。

第二節 領海を一國の主權に屬せしむる理由

第一、國防上。國家は自己に對する外來の襲撃を防がんが爲めに要する諸種の軍事的設備をなすが爲め一定の水域を支配するの權力なかる可からず。

第二、警察上。國家は戰時と平時とを問はず、其領域内の公共の安寧を維持せんが爲め、及び疫病の海外より輸入せらるゝものを防止せんが爲め沿岸一定の水面に權力を行ひ必要に應じて船舶を監督し、時に追跡捕獲の權を行ひ又は外國船舶を檢疫するの權を有せざる可からず。

第三、海産物の保護上。國家は自國沿岸の海産業殊に漁業を其國民の爲めに保護するの必要あり蓋し漁業は沿岸人民に取りて實に生計の重要手段なるのみならず其量は決して無限に非ず。故に之を濫りに外國人の使用收益に委せんか國民の受くる不利益は頗る大なるものあればなり。

第四、關稅上。國家は稅關を設け開港場に於ける船舶の出入、貨物の積卸に關し取締をなさんが爲め一定の水域を有せざる可からず。

第五、局外中立上。國家は現時國際公法の認むる中立國の權利を執行し義務を果さんが爲めに一定の水域を自國の領域となすの必要あり。

第三節 領海の範圍

領海の範圍を明確にせんと欲せば二個の問題を研究することを要す。(一)領土と領海との境界及び(二)領海と公海との境界即ち之なり

第一、領土と領海との境界

此點に關し或學者は可航部を以て兩者の境界となす可しと唱へたりと雖も、此説は一般に採用す

る所とならず。

第二は水陸分界線説にして此説は實際上二個の標準を包含するものとす。其一は領海は一國が實際防禦監視し得る範圍なりとの觀念に基き最高潮點を以て標準點となすものなり。之れ羅馬法に於て採用せる主義なり。其二は最低潮の水陸分界線に依らんとするものにして今日最も普通の學説なり。

第二、領海と公海との境界

此點に關し今日に於ては學説上及び實際上少なからざる相違にもせよ大體に於て公海と領海との間に顯然たる區別を存す。然り而して此區別の發生は頗る長期に渉る歴史の結果なるを以て其歴史の梗概を知るは兩者の境界を知了するに缺く可からざるの鎖鑰なり。

一、領海の沿革。元來羅馬法の觀念に従へば海洋を以て公共物となし一般人民の使用に開放せらる可きものとせり。然るに中世紀に至りて海洋到る所に海賊の出没せるあり、之が爲め國家は通商

上の利益を保護するの必要より其近海に於て自己の權力を振ひ其部分を以て自己の領域なりと公言し他國も亦其保護を利として之に抗議することなかりき。殊に甚しきは西葡二國の如きは太平洋、大西洋、印度洋の如き大洋の領有を主張し不當過大の要求をなせり。斯かる時代に於ては決して公海と領海の間に區別なかりしは當然なりとす。然るに千六百〇九年に至り稀代の碩學グロシユスは自由海論を著して羅馬法の原則を復活し海洋占有の不當を訴へたり。セルデンは英國の利益を保護せんが爲め閉鎖海論を公けにしてグ氏の自由海論を駁し、原則及び慣例上より海洋領有の權あるを主張せしむ彼と雖も一國が其領海内に於ける他國民の航行を禁止するは人道に反するものと認めざるを得ざりき。爾來海洋に對する各國の不當なる要求は漸次減退し、第十九世紀の初頭に至りては殆んど消滅し千八百九十三年巴里に於て決定せられたる英米伯令海峽問題の如きは未だ吾人の記憶に新たなる所なり。

二、公海の自由を認めたる理由。學者此點に關し(イ)海岸は占領することを得ず。(ロ)海洋は分割することも滅却することも得ざるのみならず其生産力は全く人類の勞働力に關係なし。(ハ)海洋は實體的に境界を劃して分有することを得ず。(ニ)海洋には事物本然の共有的狀態を投棄して個人の所有に屬せしむ可き理由なし等の理由を擧ぐると雖も、若し之等の論據にして動かす可からずとせば、國家は如何なる海洋の部分と雖も領有し得ざるの結論を來す可きものなるに、如何に極端なる海論者と雖も一定の海面は國家の安寧を維持する自由が爲め其領有に歸せしむるの要あるを容認せざる可からざると同時に、何人と雖も全然或水面に對する國家の領有權を認否するものあることなし、因之觀是公海の自由は海洋本然の性質に基くものに非ずして全く列國が近代國際間に於て通商航海を自由ならしむるを相互利益の増進に必要なりと覺知するに至りしに基くものなりと同時に、若し各國船舶の自由通航さへ確保さるゝに於ては

國家は其支配力の實際に及ぶ一定の水面を領海として領有するの必要あるの事實が認められたるに
よるものとす。

三、境界に關する學說。今左に學說の梗概を列
舉せん。

(一) 條約說、此說は國際法上領海に關し一定の
範圍なきが故に條約を以て之を定む可しとするも
のにして單に少數學者の主張する所に止まる。

(二) 必要程度說。此說は沿岸國の必要程度を基
礎とするものにして理想的標準なるも現行法規の
問題に關しては學者の採用する所とならず。

(三) 二日航路說。此說は船舶の速力、潮流及び
風向によりて絶えず差異を生ずるか故に確定標準
として採用するに足らず。

(四) 水平線說。此說は觀測者の高さを一
定する時は領海の範圍を定むるの標準となる可きも學者
の賛成少く慣例條約等に採用せられたるとなきを
以て現行國際法上の法則として論ずるに足らず。

(五) 彈着距離說。此說は沿岸國が其兵力を有効

根據たる假定は最早消滅せるにも拘らず、全く獨
立して國際慣例となり國際法上の法力を有するに
至りたるものなりとする説なり。

(一) 國際法協會の決議。同會は千八百九十四年
巴里に於ける會合に於て本問題を討究し彈着說に
基きて一の決議をなし平時に於ては領海の範圍を
六哩となし、戰時に於ては局外中立國は中立の宣
言又は特別の通知により沿岸砲の達する限り領海
の區域を六哩以上となすことを得と規定せり。

四、各國々法の規定。英國は領水法にて、日本は
明治四年の局外中立宣言にて共に三哩說を採用し
丁抹は五哩說により西國は其法律及び勅令にて六
哩と規定し、那威は四哩を以て領海の一般的限界
となし、瑞典は捕獲規程及び命令にて四哩と定む。

五、國際法上の斷定。今前述の學說及び國法の
規定に關して國際法上の斷定を下さんに、い、る、
は、にの四說は玆に論究の價值なく、又國際法協
會の決議は唯だ一學會の決議に止まり現行の國際
法規と直接の關係なし。然るに彈着說と三哩說と

に行使し得可き距離を以て領海の範圍を定めんと
するものにして、實際上海岸に軍事的設備あるや
否やは問題の要點に非ず。此說を唱ふる者の中多
數の學者は特別の條約又は國法上の規定なき限り
彈着最長距離による可しと唱ふと雖も元來斯說發
生の當時彈着最長距離が三哩なりし結果として爾
後多少獨立の發達をなせる所謂三哩說と密接なる
法力上の關係を有し大に學者の混雜を惹起する者
あり。此說は現行國際法上重要なる價值を有する
を以て後に三哩說し相對照して論述する所あらん
(六) 絕對距離說。此說中には六十哩說百哩說五
哩說及び三哩說を含むと雖も國際法上最も必要
なるものは三哩說なり、請ふ次に之を述べん。
三哩說とは最低潮の水陸分界線より三哩の水面
を以て領海なりとするの說を云ふ。此說は元來着
彈距離說に因由し彈着距離の明確ならざるより生
ずる不便を除かんが爲め彈着實際の距離が約三哩
の時代に於て米國が其國法に於て採用したるに始
まりたるものなりと雖も其後武器の發達により其
は其沿革上互に交叉纏綿して其何れが果して國際
慣例として一般に認めらるゝものなるやを知るに
苦しむ。今彈着說を以て一般の國際慣例と見んか
砲術が驚く可き發達をしたる今日斯說の論理的結
果として各國の領海は正に三哩以上ならざる可か
らず。然るに諸國は實際上普通三哩を以て領海と
なせるもの少なからずとせば斯說の價值は決して
確定的なりと云ふ可からず。反之三哩說を以て全
然獨立なる國際法上の効力を有するものなりと主
張せんには先づ三哩說が全く彈着距離の思想と獨
立に國際慣例となりたるものなることを明らかに
するの必要あるも、現に學者は皆三哩說が彈着距
離說に基づくものなることを唱ふるのみならず、
或國法の規定に於ては三哩即ち彈着距離と明言せ
るより見れば三哩說が全然彈着距離の思想を脱却
したりと斷定す可からず。次に三哩說は國際法上
強行的法力を有する程度に於て列國の承認を経た
りやと云ふに決して然らず、前述せる各國々法の
規定に於て見るが如く現に國際團體内の國家にて

も明らかに之に反對の主張をなすものあるを見る。故に曰く三湮説も亦國際法上領海の絶對的限界を定むるの價値なく、唯條約及び國法上普通の思想なるを以て反對の明言なき限り一國の領海を三湮となすも不可なきのみ。

六、問題。國家は自己の隨意にて領海範圍を三湮以上に延長することを得るや。或學者は消極的答案を與へ、他の公法家は積極に答へたり。予は前述の如く三湮を以て領海の最長限界となすの國際法規が存在せざることを主張するものなるが故に、國際法が沿岸國以外の國家に對し、公海に於て條約以外何等の既得權を認めざる今日、他國との條約に牴觸せざる限り三湮以上に領海を擴張し得るものと信ずるのみならず、僅々三湮の領海範圍は其基礎たる彈着距離を距ること非常に遠く、其範圍内にては到底現時の國際法が沿岸國の爲めに認めたる諸種の權利を充分に保護するに足らざるが故に國際會議の手段により領海の範圍に關し明瞭なる國際法則を確立するは最も賢良なる政策

なりと信ず。

第四節 領海に對する國家の權利

(甲) 權利の性質、或種の學者は此權利を以て領海上に存する所有權なりと認むと雖も、之れ誤謬の甚しきものにして此權利の性質は陸地に對する國家の權利と同じく全く主權の活動なり。唯海洋は國際間に於ける相互の利益増進の爲めに必要な特別の状態にあるが故に國際法上或種の制限を受くるのみ、其制限とは即無害通航權なり、換言すれば國家は外國商船が其領域主權を尊重する限り、其領水面を自由に通過するを拒絶するを得ず。外國軍艦に關して、或學者は其通過權の有無は世界全般の利益に關係なくして唯一國の利益に關係するものなるのみならず、時に第三國及領海國に對して危險を與ふ可き場合ありと唱へ、領海國は其通過を拒むの權ありと云ふと雖も、國際慣例上平時にありては決して彼等の通航を拒むことを得ず、唯彼等は豫告して許可を受けざる限り艦隊をなして領海内に入り寄港碇泊するを得ざるのみ

(乙) 權利の種類

(一) 沿岸貿易權。國家は沿岸貿易を自國船舶に專營せしむるの權を有し外國船舶は慣例又は條約に基く外、沿岸貿易に従事することを得ず。

(二) 沿岸漁業權、國家は其領海内の漁業を自國民の專營となすことを得。

(三) 司法權、國家は自國船舶に對する裁判權は勿論外國商船に對しても其領海内に於て原則上裁判權を行使することを得、唯外國軍艦は國際法上治外法權を有するが故に此限に非ず。

(四) 衛生警察權、國家は此權利を行使し傳染病の侵入を防止するが爲め檢疫所を設置することを得。

(五) 保安警察權、此權利を有するの結果國家は其領海に來る船舶に對し其入港の目的の説明を求め、且軍艦の場合にありては國際禮讓に反らざる限りは入港碇泊の禁止をなすことを得るものにして外國軍艦は入港前豫め當該官憲の許可を得ざる可らず。

(六) 外國船舶入港規則の制定權、國家は其貿易港の開否、關稅の有無を宣言するを得、但し國家が全然其港津を閉鎖するは非常の場合に屬す、若し一國の船舶に之れを開放し他國の船舶に對して之れを閉ざるときは復仇を受く可し。

(七) 水先案内、海上の標識及禮式規則制定權。

(八) 關稅取締權、之れが手段として時に強制を用ふることを得。

(九) 難破船に關する規則制定權。

(十) 中立を維持するの權、國家は交戰國をして自國の領水權を尊重せしめ、其領海内に於て戰闘行爲及武裝の増加を禁じ其港津を戰闘の根據地として使用せしめざるの權を有す。

以上は國家が其領海上に主權を有するの結果として生ずる權利を列舉したるに過ぎず、故に國家は苟くも國際法の原則に違反せざる限り其領海上に於ては陸地の場合と同じく主權全般の活動をなすことを得。

第五節 領海原則の適用

(甲)沿岸海、既説せる所にて明かなるべしと信ず。

(乙)内海、湖水は其水質が淡水なるの外内海と異なる所なし故に本題下に包含す、内海は之れを二個に區別して論ずるを便とす。

(一)狹義の内海、此意義に於ける内海とは四面全く陸地の繞圍する所となり毫も外海に關連せざるものを云ふ。此種の内海中(イ)全然同一國の範圍にあるものは其水面の廣狹に拘らず其所在國の領水たること疑を容れずと雖も、(ロ)其周圍に數國瀕接する場合にありては特別の條約又は慣行の存在するときは之に従ひ、若し然らざるとき或學者は水面の中央に劃する分界線に依り、又は協約を以て分界線を定むべしと唱ふと雖、之遽かに採用すべからず。予は沿岸各國は其沿岸水帯内に於ては主權を有し、若し中央に何れの國にも屬せざる部分あるときは公海と同一に取扱ふ可きものと信ず。

(二)廣義の内海、此意義に於ける内海とは航行

し得べき水路によりて公海に通ずるものを云ふ。

此種の内海中(イ)其沿岸全部が一國に屬し且其入口六哩以下なるときは其内海は當然其國に屬す、但沿岸海に於て無害通航を禁ずること能はざるが如く此場合に於て外國商船の通航を禁ずることを得ず。(ロ)若し其沿岸が數國に屬する場合にありては其水面は一國の領海に非ずして數國の水面なり、故に其入口の兩岸が同一國家に屬する場合と雖該國家は平時に於ては通航の自由を妨ぐることを得ず、若し其内海の幅員頗る廣大にして沿岸國の沿岸水域外の部分あるときは之を公海と見做すべきものとす。

(丙)海峽、此場合に於ても條約又は慣行なき限り領水は三哩と推定すべきものなり。

(イ)内海に通ずる海峽、海峽の幅員六哩以下にして其兩岸同一の國家に屬するときは該國家は其水面に絶對の主權を有し之に對して主權全般の活動を爲すも國際公法の違反にあらず、唯他國の商船に對して無害通航を拒絶することを得ざるのみ

其兩岸が異なる國家に屬するときは其中間線を以て兩國の境界となす、但し或學者は河川と同一の原則を適用し可航部の中央を以て境界と爲さざる可からざることを主張す。

幅員六哩以上なる場合にありては其兩岸が一國に屬すると數國に屬するを問はず兩岸各三哩を領海となし其中央を公海となす。

(ロ)二個の公海を連結する海峽、此場合にありては縱令同一國の領海たる場合と雖も、閉鎖することを得ず、各國船舶は其通航が無害なる限り自由に通航し得べし、但し通航の無害なるや否やは沿岸國の判定する所なり。

海峽は條約の結果として時に中立の状態に置かるゝことあり、此場合にありては義務國は其海峽の中立を脅かす可き要塞を築き、又は軍事上の設備を爲すことを得ず。

(丁)江灣港津等、之等の場合に於ても亦三哩を以て領水と推定すべきものなるを以て其口幅六哩又は其以下にして其沿岸凡て同一國に屬するときは

は全然該國家の領域を爲し其主權は其兩岬角連結線外更に三哩に及ぶものとす。

此點に關し問題となるは六哩以上の灣口を有する場合なり。英國は所謂岬角主義を主張して兩岬角連結線内の水面は一切英國領域なりと主張し、獨佛は入口幅員十哩以下の港灣に對して其主權を及ぼさんとし、合衆國亦其沿岸に干し不當なる要求を提出せしことありき。要するに領海の範圍を擴張するの必要を認むるに至りたる今日、灣口の幅員が擴張せらるべき傾向あるは疑なきこと國際法協會が該幅員を十二哩と決議せるを見るも明かなりと雖も、現行法上に於ては之を六哩以上となすは其當を得ざるものと信ず。(終)

ソノ男著 蒙古史

田中萃一郎譯補

支那帝國の歴史を繙きしものは、遠く太古の時代より屢々北狄なる名稱が其史上に顯るゝを記せ